

日本語教育推進議員連盟 第18回総会 式次第

令和5年6月20日（火）13時15分～14時15分
参議院議員会館1階特別会議室

一、開会（司会進行） 事務局長 里見 隆治

二、挨拶 会長 柴山 昌彦
会長代行 中川 正春

三、議事

- ① 日本語教育機関認定法公布後の主なスケジュールと今後の論点について
- ② 日本語教育機関認定法の確実かつ効果的な施行に向けた提言について
- ③ その他

四、閉会
挨拶 副会長 浮島 智子

出席者一覧

<関係省庁等 出席者>

【文部科学省】

杉浦 久弘 文化庁次長
中原 裕彦 文化庁審議官
児玉 大輔 総合教育政策局国際教育課長
圓入 由美 文化庁国語課長
下岡 有希子 文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室長
小林 克嘉 文化庁国語課日本語教育推進室長

【総務省】

比護 哲史 自治行政局国際室参事官補佐

【法務省】

君塚 宏 出入国在留管理庁在留管理支援部長
本針 和幸 出入国在留管理庁政策課長
菱田 泰弘 出入国在留管理庁在留管理課長

【外務省】

三浦 恵子 大臣官房文化交流・海外広報課課長代理
四ッ谷 知昭 国際交流基金日本語第1事業部長

【厚生労働省】

分部 唯宇 職業安定局外国人雇用対策課 課長補佐
土田 さおり 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 室長補佐

【経済産業省】

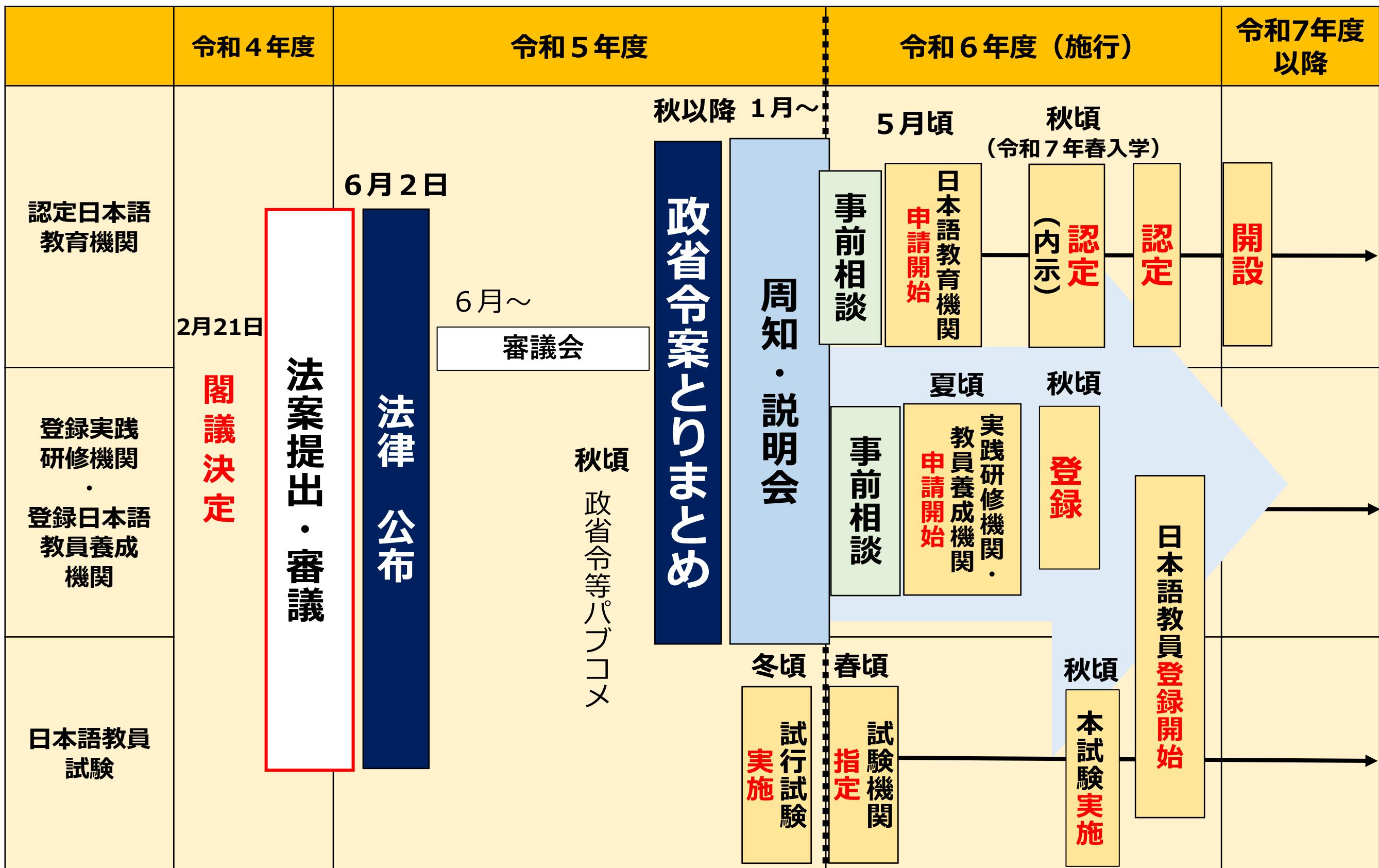
中山 保宏 貿易経済協力局 技術・人材協力課 課長補佐
加畑 晶規 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐

<関係団体等 出席者>

【日本語教育機関団体連絡協議会】

- | | | |
|----------------------|------|---------|
| ・(一財)日本語教育振興協会 | 理事長 | 佐藤 次郎 |
| ・(一財)日本語教育振興協会 | 理事 | 丸山 茂樹 |
| ・(一社)全国日本語学校連合会 | 副理事長 | 長岡 博司 |
| ・(一社)全国日本語学校連合会 | 相談役 | 井之上 純孝 |
| ・(一社)日本語学校ネットワーク | 代表理事 | 大日向 和知夫 |
| ・(一社)日本語学校ネットワーク | 理事 | 井上 貴由 |
| ・全国専門学校日本語教育協会 | 副会長 | 池田 俊一 |
| ・全国専門学校日本語教育協会 | 事務局長 | 西村 学 |
| ・(一社)全国各種学校日本語教育協会 | 副理事長 | 新井 時賛 |
| ・(一社)全日本学校法人日本語教育協議会 | 事務局長 | 香川 陽子 |
| ・(一社)全日本学校法人日本語教育協議会 | 広報担当 | 江副 隆治 |
| ・日本語教育機関団体連絡協議会 | 事務局 | 森下 明子 |
| ・公益社団法人日本語教育学会 | 副会長 | 小澤 伊久美 |
| ・公益社団法人日本語教育学会 | 副会長 | 土井 佳彦 |

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。



日本語教育機関認定法 よくある質問集

※質問や内容については、検討状況により、随時更新してまいります。

【認定日本語教育機関、登録日本語教員】

Q 1 施行までどのようなスケジュールで進めるのですか。

A 今後、文化審議会の中に設けられたワーキンググループにおいて、認定日本語教育機関の認定基準の策定に係る具体的な検討を行います。秋頃までに省令案などのパブリックコメントを行い、その結果を踏まえて秋以降に政省令案などを取りまとめる予定です。その後、申請のための手引を作成し、年明けには周知のための説明会を開く予定です。

Q 2 新たな制度ができて、法務省告示校制度の何が変わるのですか。

A 法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とします。

Q 3 法務省告示校はいつまでに認定を取る必要があるのですか。

A 一定の期間は、現行の法務省告示校も留学生の受け入れができるよう、経過措置を設ける予定です。この期間については、現在検討中ですが、文部科学省の認定体制を踏まえつつ、法務省告示校になるべく負担をかけないように、適切な期間を定める予定です。

Q 4 制度の詳細については、どこに聞けばよいですか。

A 新たな制度にかかることは、文化庁国語課 (nihongo@mext. go. jp) に、法務省告示校制度にかかることは、地方出入国在留官署にお問い合わせください。

Q 5 現職の日本語教員は、新たな制度で何が変わるのですか。

A 認定日本語教育機関で教育課程を担当する者は、登録日本語教員である必要があります。登録日本語教員となるためには、日本語教員試験の合格及び実践研修の修了が必要となります。

現職の日本語教員については、文部科学省令において、一定の基準を満たす場合には、試験や実践研修の免除の措置を講ずることを検討しております。決定次第、HPなどでお知らせします。

Q 6 認定日本語教育機関の認定基準は、いつごろ決定されますか。

A 今後、審議会等における議論を踏まえ、新制度の円滑な移行が図られるよう、できるだけ早い時期に決定したいと考えております。決定の前には、秋頃までにパブリックコメントなどの実施、決定後には、年明には説明会の実施等の周知を行う予定です。

Q 7 新制度による認定日本語教育機関の申請はいつごろから相談できますか。

A 法律の施行が令和6年度からとなるため、申請受付は、施行後の令和6年4月以降となります。具体的な時期等を含めた内容は、認定基準の決定後の令和6年1月以降、説明会でお示ししていきたいと考えています。

Q 8 新制度では教育機関の認定は、これまで同様に年2回行うのですか。

A 基本的にその方向で考えていますが、検討して今後お示ししていきます。

Q 9 法務省告示校に関する各種手続きは、引き続き入管庁で受付を行いますか。

A 法務省告示校に係る各種変更手続き、告示基準に基づく各種報告については、引き続き地方出入国在留官署で受付を行う予定です。

Q10 これまで日本語教育機関の告示基準によって課せられた義務は引き続き履行する必要がありますか。

A 法律の施行後においても、経過措置期間中は、認定を受けていない法務省告示校も引き続き告示基準の義務を履行していただく予定です。

Q11 日本語教育機関の告示基準附則における専任教員の経過措置については、法律の施行後も継続しますか。

A 新制度における認定基準を踏まえ、その取扱いについて適切に検討してまいります。

【登録実践研修機関、登録教員養成機関】

Q12 施行までどのようなスケジュールで進めるのですか。

A 法律成立後、文化審議会の中に設けられたワーキンググループにおいて、基準の策定に係る具体的な検討を行います。秋頃までに省令案のパブリックコメントを行い、その結果を踏まえて秋以降に政省令案などを取りまとめる予定です。その後、申請のための手引を作成し、年明け後に周知のための説明会を行う予定です。

Q13 いつから登録のための相談をすることができますか。

A 法律の施行後である令和6年度より登録申請に向けた事前相談を行い、令和6年内には登録ができるように進めてまいります。

Q14 制度の詳細については、どこに聞けばよいですか。

A 文化庁国語課 (nihongo@mext. go. jp) にお問い合わせください。

【日本語教員試験】

Q15 具体的なスケジュールはどうなっていますか。

A 令和5年度は、施行試験を実施することとしております。その結果を踏まえ、令和6年度には、年度当初に指定試験機関を指定した上で、令和6年内に第1回目の試験を実施する予定です。

試験に関する具体的な内容は、今後決定してまいります。

今後の主な論点と方向性（案）

<認定日本語教育機関>

○日本語教育機関の認定

→ 機関が設置する課程の目的に応じ、「留学」、「就労」、「生活」の教育課程を認定。

（日本語習得レベルは、日本語教育の参照枠「留学」をB2相当以上、「就労」「生活」をB1相当以上）

→ 「就労」、「生活」の課程は、教職員の体制、修業期間等について、ニーズや特性を考慮した基準として検討。

○教育内容の確認について

→ 教育課程の目標設定等のためのコアカリキュラム（仮称）、その他、確認にあたって必要な観点など、審議会において検討、とりまとめ予定。それらを踏まえ、教育課程の体系性、担当教員等を確認。

→ 「聞く」・「読む」・「話す（やりとり）（発表）」・「書く」の5つの言語活動の実施を求める。

○在留資格「留学」による生徒受入れの在留管理上の対応について

→ 法務大臣への認定基準の策定協議等を通じて、在留管理上の基準の遵守を求める。

→ 教育活動継続が困難な事態等を想定した対応を検討（関係省庁連携による対応、生徒の転学支援の方針等を含む）。

○経過措置について

→ 法務省告示校、大学別科等の一定の経過措置期間と、具体的な対応の在り方を検討。

○多言語情報発信サイトの構築

→ 情報掲載サイトの構築・検証（令和5年度から実施。認定、登録などの申請受付システム機能など）

<登録実践研修機関、登録日本語教員養成機関、登録日本語教員>

○日本語教員試験について

→ 試行試験の実施(令和5年冬/試験問題開発・システムの検証)、指定試験機関の指定 など

○登録実践研修機関について

→ 大学、日本語学校等の養成機関が「登録実践研修機関」となる要件として、科目、指導時間数、指導者の資格・経験等を確認 など

○登録日本語教員養成機関について

→ 養成課程の目標設定等の参考となるコアカリキュラム（仮称）を策定 など

→ 養成機関の特色を踏まえながら、養成課程の体系性、担当教員等を確認。

※ 平成31年文化審議会報告を踏まえ、必要な資質・能力を検討・提示。

○登録日本語教員について → 登録等の諸手続き等について具体化。

○登録日本語教員の経過措置について

→法務省告示校、大学別科等の日本語教員は経過措置期間（5年）は認定機関で勤務可とする。

→現行の告示基準を満たす現職教員や、一定の要件を満たす大学等の養成課程を修了した者に対し、講習も活用しつつ、試験の全部又は一部や実践研修を免除する。 など

<制度活用促進、体制強化>

○制度活用促進のための方策の具体化

→ 認定機関、登録日本語教員の活用を施行時期にあわせて順次、具体化

○日本語教育の政府における体制強化 → 関係省庁が一体となって制度運用を進める体制を整備



＜参考資料＞

日本語教育機関認定法に関して、 今後検討する主な論点について

令和5年6月

目次

- ・日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要
..... 2頁
- ・認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像
「認定日本語教育機関」(イメージ) 3頁
- ・認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度
「登録日本語教員」(イメージ) 8頁
- ・新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ・・・9頁
- ・登録日本語教員の試験・実践研修と求められる資質・能力の対応関係 (イメージ)10頁
- ・「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について
(令和4年12月/日本語教育推進会議)13頁

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度【第二条関係】

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等【第二条・第五条関係】

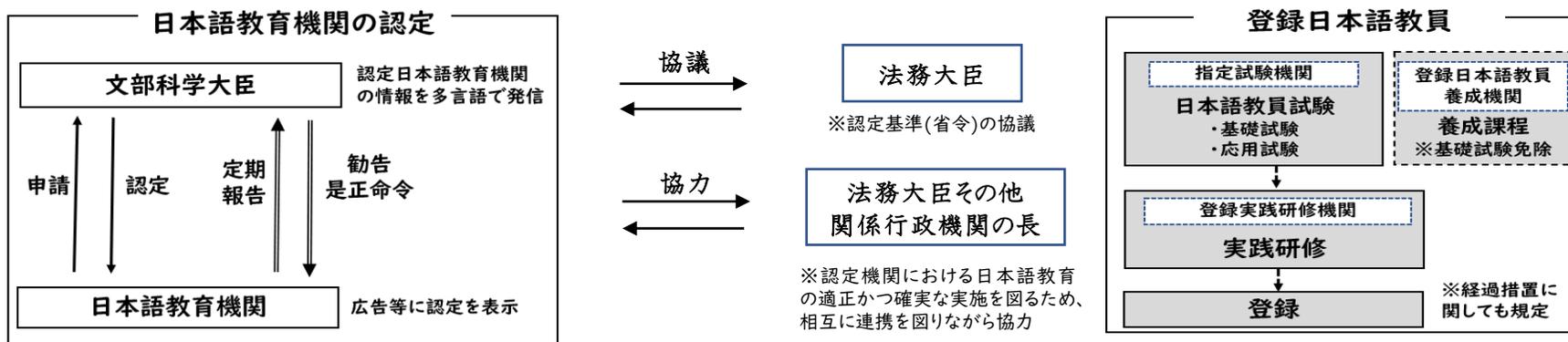
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置【第十一条・第十二条関係】

- 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。
※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
【第十七条関係】
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】



認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像（イメージ）

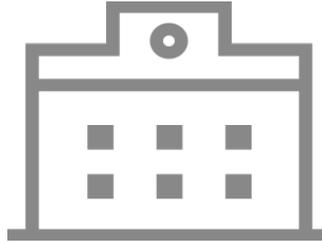
- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。

登録日本語教員



日本語教育課程
を担当【第七条】

日本語教育機関



審査・認定

【第二条第一項～第四項】

<認定基準>

- ・教職員体制
(登録日本語教員の配置を含む)
- ・施設設備
- ・教育課程の編成、実施方法
- ・生徒支援体制 等
- ※具体は省令等で検討

申請

【第二条第一項～第四項】

認定時

課題があった
場合、
段階的に
勧告
→命令
→取消し
【第十二条・
第十四条第一項】

認定後

定期報告
【第九条第一項】
変更届出
【第六条第一項】

学習環境に
関する情報公表、
自己点検評価の
結果公表
【第三条・第八条】

国

- ・機関の基本的な情報をインターネット等により多言語で公表【第二条第五項】
- ・変更届出・定期報告の概要をインターネット等により多言語で公表【第六条第二項・第九条第二項】

社会（日本語学習を希望する外国人、生徒、地域、海外等）

日本語教育機関の習得レベル(イメージ)

全体的な尺度 (日本語参照枠)

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

現状：全体約2500機関、学習者約12万人

* ボランティアによる日本語教室含む(R3文化庁調べ)

※コロナ前の令和元年：約28万人

機関数の割合

- ・法務省告示校26.0%
- ・大学等20.9%
- ・国際交流協会13.3%
- ・地方公共団体10.0%
- ・教育委員会7.3%
- ・任意団体等22.4%

学習者数の割合

- ・法務省告示校27.4%
- ・大学等33.8%
- ・国際交流協会11.0%
- ・地方公共団体5.8%
- ・教育委員会4.6%
- ・任意団体等17.4%

■ 国内でA1-2レベル
様々なレベル

地域日本語教室

技能実習

・監理団体
約3,600*
(R5.1時点)

特定技能

大学別科

現状
■ 入学時B2以上

現状
■ 国内外でA2レベル

大学

高度専門人材

現状 822施設* (R4.11.15時点)

- 進学：78.9%
- 就職：5.7%
- 帰国等：15.4%

(JASSO「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」(2020年))

法務省告示校

現状
■ 入学時A1相当
/卒業時B2レベル
(N2/留試200点)
最長2年(0.5/1/1.5年コース)
380~1,520時間以上

熟達した言語使用者

C2

C1

自立した言語使用者

B2

B1

基礎段階の言語使用者

A2

A1

※ (*)が付してあるものは入管庁調べ

「日本語教育の参照枠」(日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの)

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す(やりとり・発表)」「書く」の5つの言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文(Can do)を示すもの。

■ 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月23日閣議決定)

「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある(p.9)」

言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

1. 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ方々が増えてきた。

また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が求められるようになってきている。

→ 「日本語教育の参照枠」をとりまとめ

- ・国内に在留する外国人 : 約297万人 (令和4年6月末)
- ・国内で就労する外国人 : 約173万人 (令和3年10月)
- ・海外における日本語学習者 : 約379万人 (令和3年)



2. ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) とは

- ・欧州評議会によって2001年に公開され、**40もの言語に翻訳**
- ・言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、**教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。**
- ・ヨーロッパ各国では、移民や労働者の受け入れのための言語能力の判定試験の基準にも用いられている。
- ・アジアにおいてもCEFRのレベルに基づいた各国語能力の判定試験が実施されている。

⇒「日本語教育の参照枠」は、**国際通用性が高く、共通の指標で日本語能力を測ることが可能。**

3. 「日本語教育の参照枠」の理念

1 日本語学習者を社会的存在として捉える

- ・学習者は「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。

2 言語を使って「できること」に注目する

- ・言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

3 多様な日本語使用を尊重する

- ・学習者の目的に応じた学習目標の設定を重視する。
- ・必ずしも全て学習者に母語話者と同等の日本語能力を求めない。

⇒**共生社会の実現に寄与することを目的とした日本語教育**

4. 日本語能力の五つの言語活動 (技能)

- ・従来の言語の四技能 (聞く、読む、話す、書く) のうち、話すを「やり取り」と「発表」に分け、6レベル (A1~C2) で整理。

聞くこと

読むこと

話すこと
(やり取り)

話すこと
(発表)

書くこと

- ・五つの言語活動ごとに、日本語での行動を「～できる」という形で示した言語能力記述文 (Can do) を用いて 学習目標を言語知識ではなく、具体的な行動として提示。

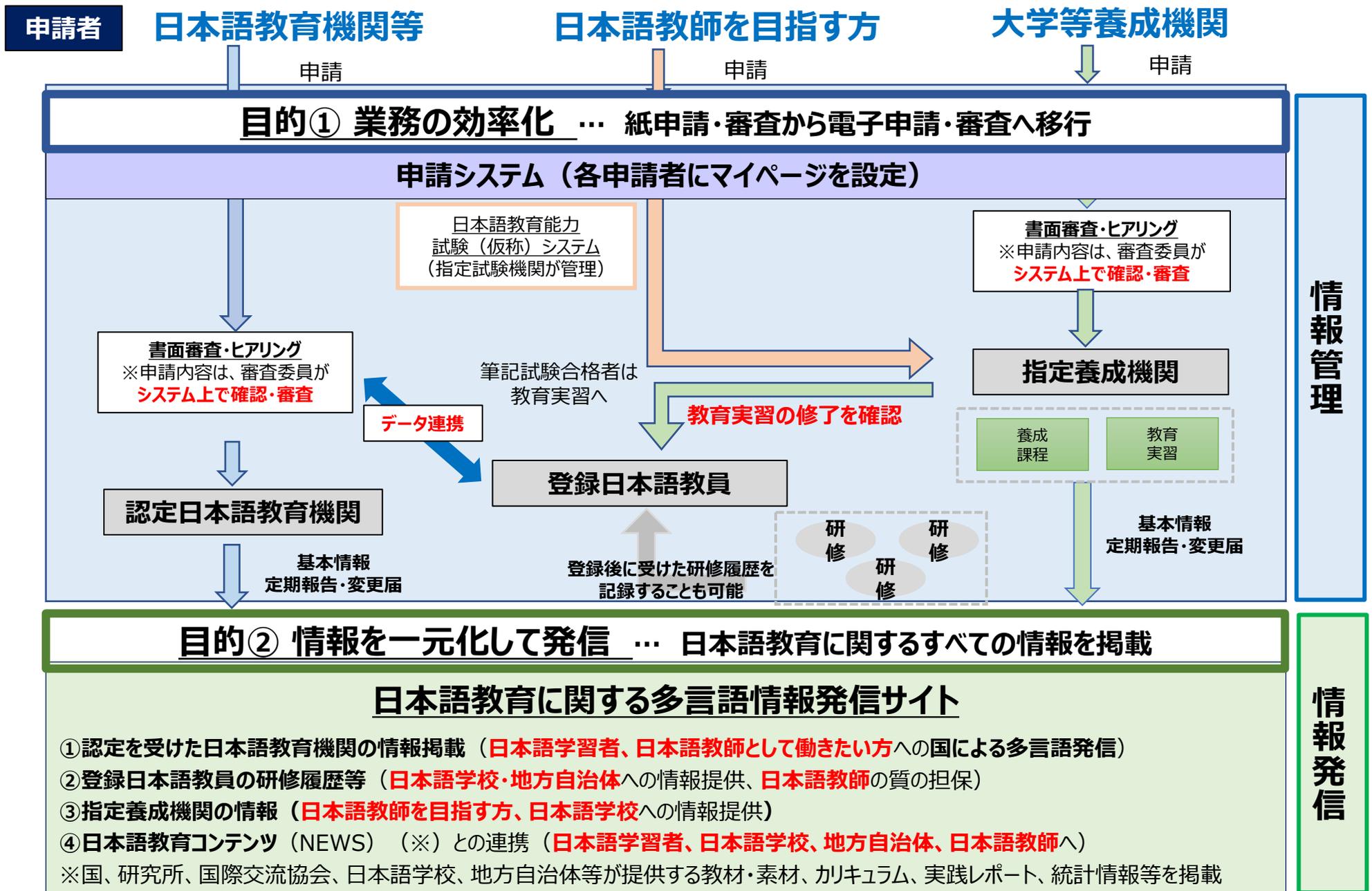
【話すこと (やり取り) : A2レベル】

ごみの捨て方や喫煙できる場所など地域でのマナーについて、短い簡単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。

【話すこと (やり取り) : B1レベル】

近所の人とごみの出し方などの問題が生じたとき、自分のごみの出し方についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。

日本語教育に関する多言語情報発信サイト イメージ（案）

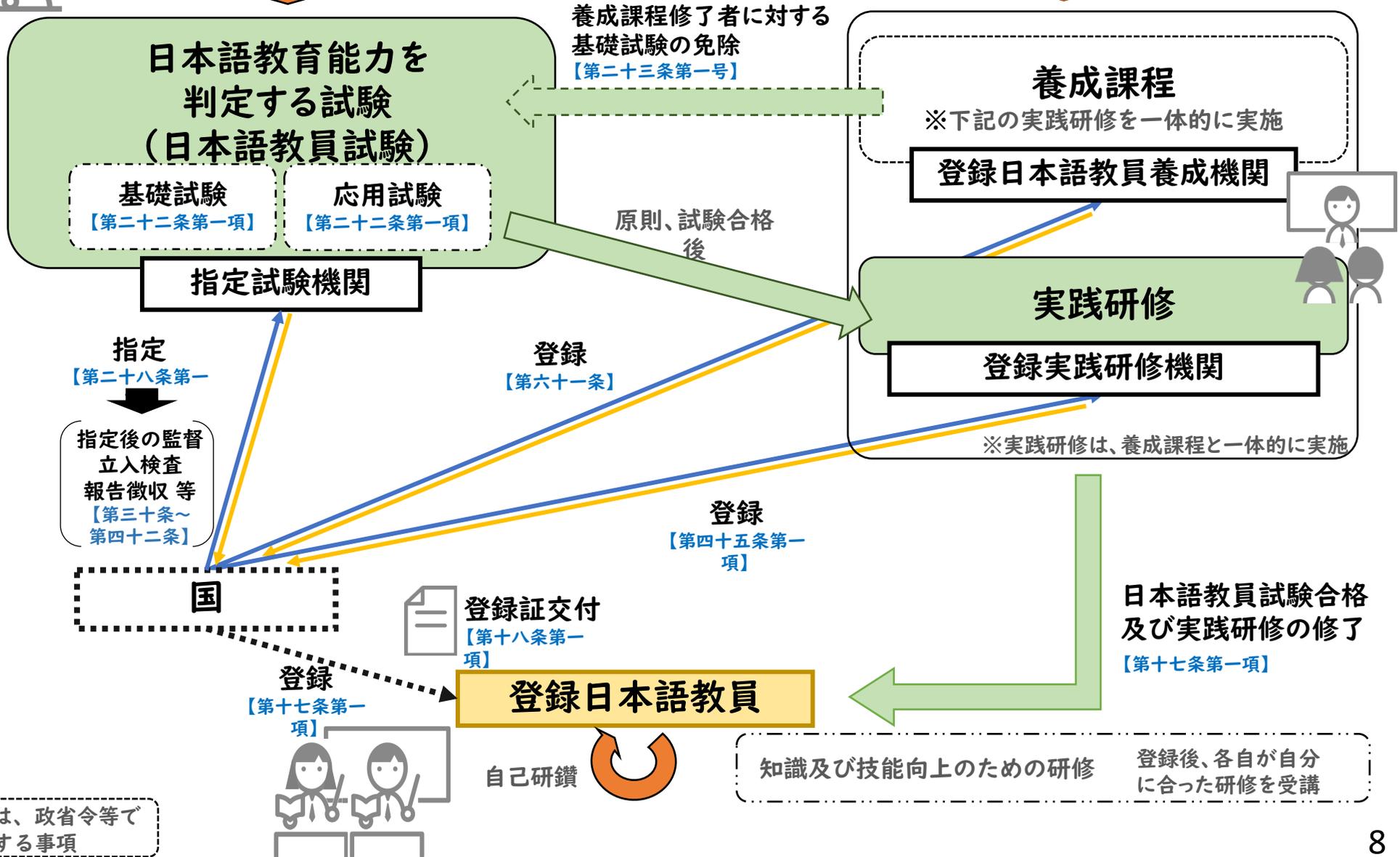


すべての日本語教育関係者のためのサイトへ (関係省庁・関係機関等のサイトにも掲載・情報発信予定)

認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度(イメージ)

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。

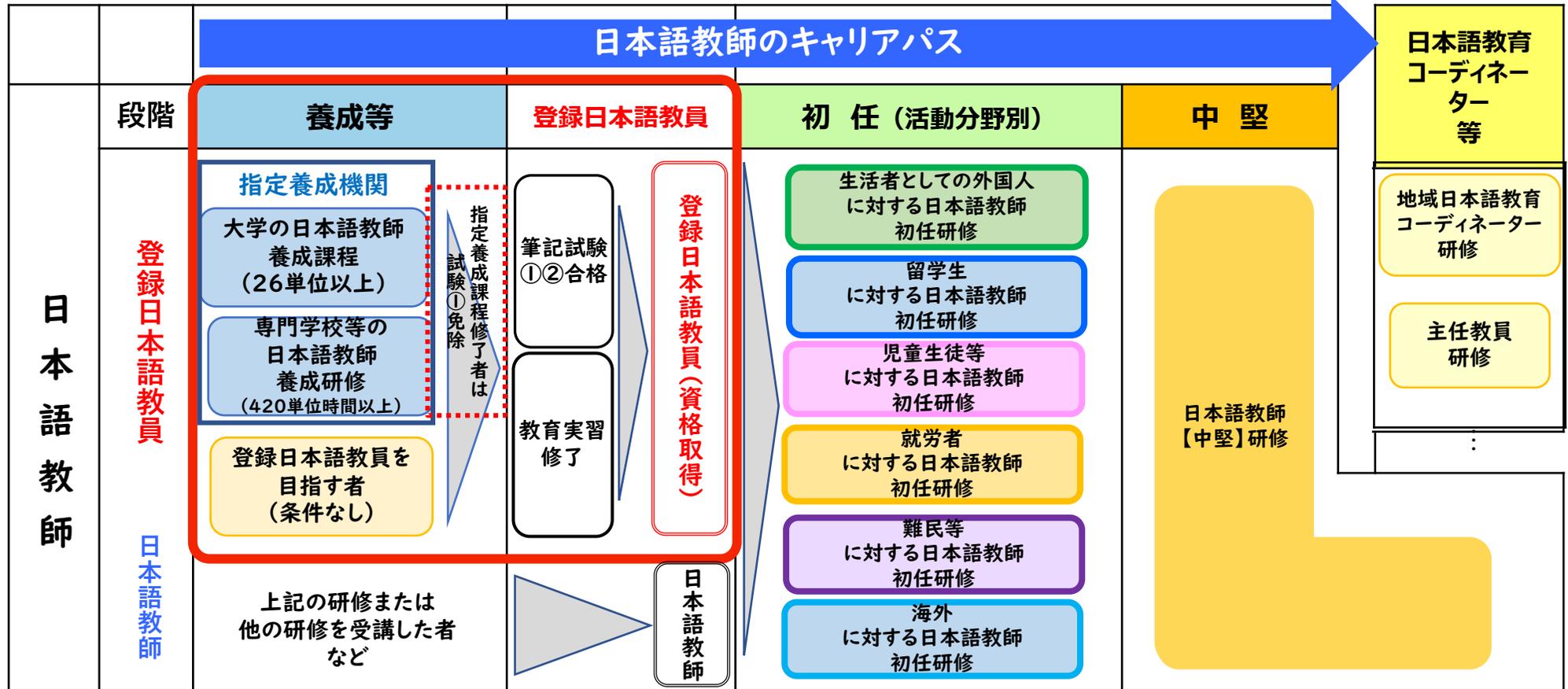
日本語教師を目指す者（年齢、国籍、母語を資格取得要件としない）



※灰色は、政省令等で検討する事項

新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ

- 日本語教師がキャリア形成を描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者（ボランティアなど）の育成・確保を推進

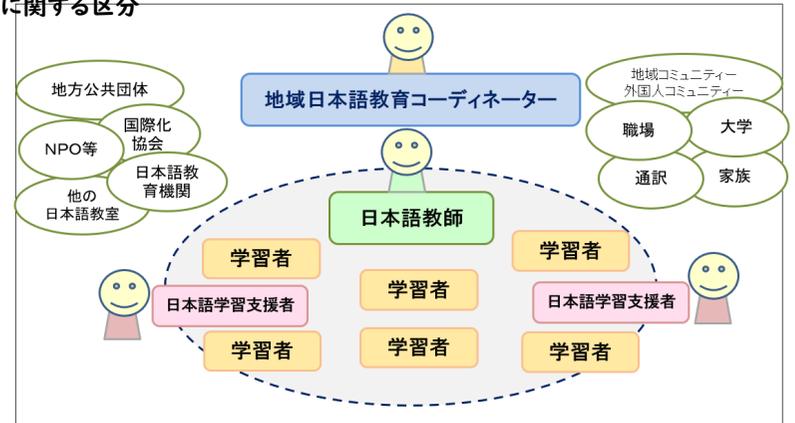


※試験①：日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、試験②：日本語教育に必要な知識及び技能の応用に関する区分

日本語教育人材	役割	説明
日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者	
日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者	
日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者(ボランティアとして参加)	

日本語学習支援者は、○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場に参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



登録日本語教員の筆記試験・教育実習と求められる資質・能力の対応関係（イメージ）

I. 筆記試験

（日本語教育に関する必要な知識及び技能を確認）

【筆記試験①】

日本語教育に関する基礎的な知識
及び技能

〈試験構成イメージ〉

【3領域】

- ・社会・文化・地域に関わる領域
- ・言語教育に関わる領域
- ・言語に関わる領域

→ 【5区分・15下位区分】

→ 【「必修の教育内容」50項目】

【登録日本語教員養成機関】において
養成課程修了した者
（筆記試験①免除）

※基礎的な知識・技能は、
一定期間の学習を行った
者であれば、習得されると
考えられるため、指定を受
けた養成課程の修了をも
って筆記試験①の免除
を想定

【筆記試験②】 日本語教育に必要な知識及び技能の応用

実際に日本語教育を行う際の現場対応や問題解決を行うことが
できる知識及び技能の応用



II 実践研修（実務に必要な教育実践の経験）

登録後に円滑に認定日本語教育機関で日本語教育を行うことができるよ
うにするため、登録の要件として、一定の教育実践の経験を求める。

日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版
（平成31年3月4日）

3領域（「社会・文化」、「教育」、「言語」）

5区分（「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」）

日本語教師の養成段階に求められる「必修の教育内容」50項目

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生
(4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験
(7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」
(10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現
(12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程 (17)学習ストラテジー
(18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践
(22)教室・言語環境の設定 (23)コースデザイン (24)教授法
(25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画
(28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力
(31)目的・対象別日本語教育法 (32)異文化間教育
(33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育
(35)日本語教育とICT (36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析
(40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記
(42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系
(44)日本語教育のための意味体系 (45)日本語教育のための語用論的規範
(46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力
(49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

「社会・文化」

「教育」

「言語」

「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」

※上記50項目のうち、下線部分は「日本語教育の参照枠（報告）」
（令和3年10月12日）の内容を特に考慮することを想定。

※指定日本語教師養成機関では、養成課程の一部として教育実習を実施 10



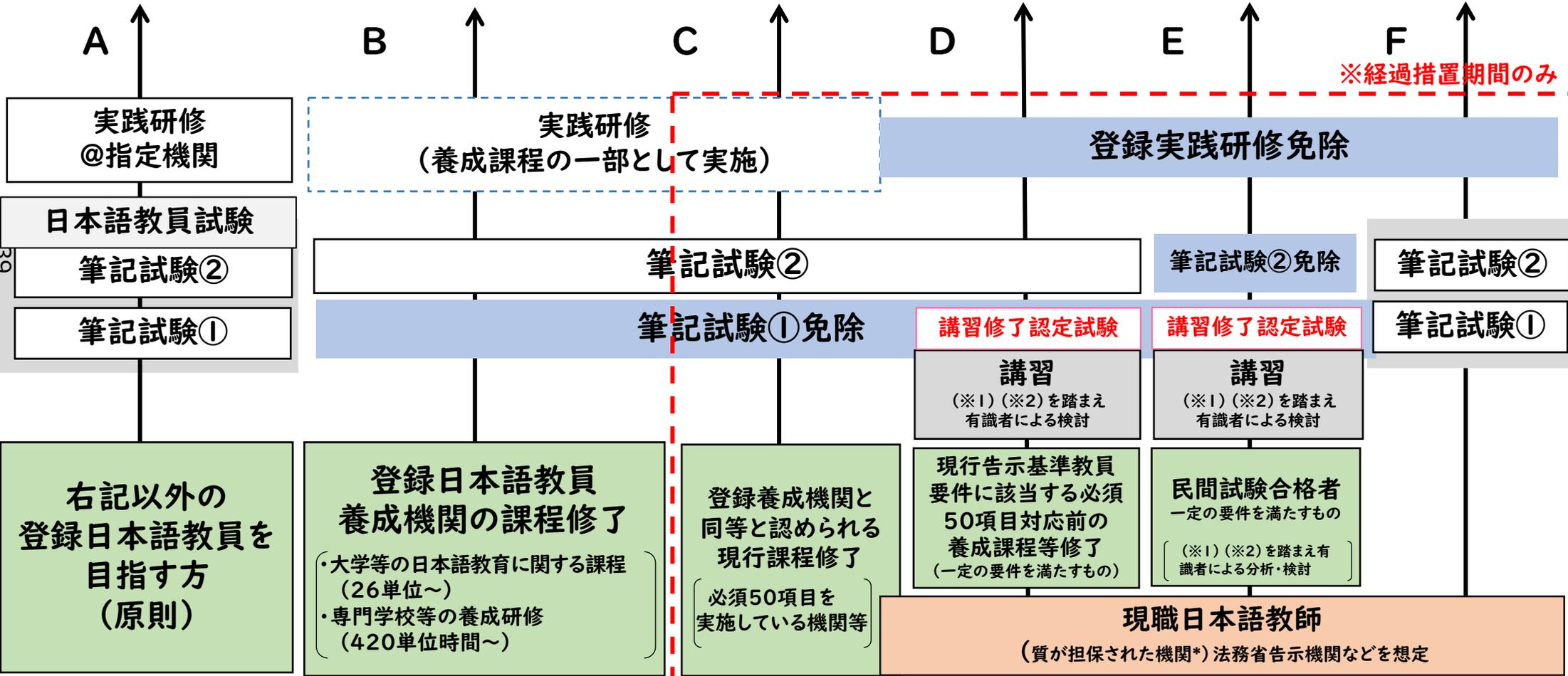
登録日本語教員の資格取得ルート（イメージ）【たたき台】

検討中

- 令和3年8月の日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議報告書においては、日本語教師の国家資格の取得要件や養成機関の在り方、試験・教育実習の免除、現職日本語教師等の資格取得方法（経過措置等）について示されている。
- これを踏まえ、経過措置を含め、登録日本語教員の資格取得ルートのイメージを整理したものが以下の通り。

※は経過措置

登録日本語教員



右記以外の登録日本語教員を目指す方（原則）

登録日本語教員養成機関の課程修了
 ・大学等の日本語教育に関する課程（26単位～）
 ・専門学校等の養成研修（420単位時間～）

登録養成機関と同等と認められる現行課程修了
 必須50項目を実施している機関等

現行告示基準教員要件に該当する必須50項目対応前の養成課程等修了（一定の要件を満たすもの）

民間試験合格者一定の要件を満たすもの
 （※1）（※2）を踏まえ有識者による分析・検討

現職日本語教師（質が担保された機関*）法務省告示機関などを想定

※1 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）文化審議会国語分科会
 ※2 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月30日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議

・現行の法務省告示機関における教員要件を満たす者などについては、一定期間に限り、登録日本語教員資格を未取得でも認定を受けた日本語教育機関において働くことができる経過措置を検討。
 ・質が担保された機関で勤務する現職日本語教師のうち、一定の要件を満たす民間試験合格者については、講習（講習修了認定試験を含む）の履修・修了をもって筆記試験を免除することを検討。
 講習及び講習修了認定試験の内容については、今後、有識者の意見をふまえ検討。
 ・質が担保された機関で勤務する現職日本語教師のうち、必須の教育内容50に対応する前の現行の告示基準の教員要件に該当する養成課程等を修了した者は、講習（講習修了認定試験を含む）の履修・修了をもって筆記試験①を免除することを検討。

日本語教師の養成における教育内容

◎必須の教育内容

日本語教師の養成段階では、各活動分野で活動するに当たり、日本語教師としての基盤となる資質・能力を身に付けることが求められる。そのため、日本語教師の養成において必ず実施すべき内容を「必須の教育内容」として示した。

※従来にはない教育内容は赤字、内容に変更がある部分については、青字で記載

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生 (4)日本語教育史 (5)言語政策
(6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現
(12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程(第一言語・第二言語) (17)学習ストラテジー (18)異文化受容・適応
(19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定
(23)コースデザイン (24)教授法 (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画
(28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力 (31)目的・対象別日本語教育法
(32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育 (35)日本語教育とICT
(36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析
(40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記
(42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系
(45)日本語教育のための語用論的規範 (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力
(49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。**

※  は制度・施策の主務官庁

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件 法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

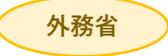
- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

 文科省

 法務省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

 外務省

 文科省

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

 文科省

 外務省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用 法務省 厚労省

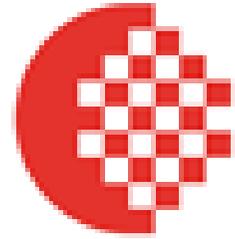
- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供 文科省 法務省 厚労省

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携  法務省
- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供  厚労省
- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ポイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供  総務省
- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供  経産省



文化庁

経済財政運営と改革の基本方針 2023 における 日本語教育関連記載

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(5) インバウンド戦略の展開

(技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討)

(略) 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、制度を見直して適正化を図った上で引き続き活用していくなどの方向で検討することとし¹、さらに今後の有識者会議の議論等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。

¹ あわせて、以下の方向で検討する。

①外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築：外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できる分かりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させるようにする。

②受入れ見込数の設定等の在り方：新たな制度と特定技能制度において、生産性向上や国内人材確保のための取組状況の確認、受入れ見込数の設定、対象分野の設定等については、透明性や予見可能性を高める。

③転籍の在り方：新たな制度においては、人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点に立って、従来よりも転籍制限を緩和する。その際、受入れ企業等における人材育成に要する期間、来日時のコストや人材育成に掛かるコスト等の様々な観点に留意する。

④管理監督や支援体制の在り方：監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要であるが、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関は厳しく適正化又は排除し、その要件の厳格化などにより適正化を図る。そうした要件は、新規の団体等の審査にも適用する。また、優良な団体等にはインセンティブを与える。外国人技能実習機構は、その役割に応じた体制を整備した上で引き続き活用する。過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出機関の排除、送出機関の適正化に向けて、外国人材の適正な受入れに関する国際的な取組の強化等、更なる対応を行う。

⑤外国人の日本語能力向上に向けた取組：就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後に日本語能力が段階的に向上する仕組み（「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）」において創設予定の日本語教育機関の認定及び認定日本語教育機関の教員の資格の活用方策を含む。）を設ける。

4. 包摂社会の実現

(共生・共助社会づくり)

人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。このため、重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について就労、家計改善、住まいの支援などの強化等の検討を行う。また、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組の推進のほか、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等の住まい支援の強化を図るとともに、入居後の総合的な生活支援を含めて、住まい支援を必要とする者のニーズ等を踏まえ必要な制度的対応等を検討する。さらに、認知症の人や家族に対する支援、障害者の地域生活の支援や生涯学習の推進、就労支援、情報コミュニケーション等に対する、官民協働の支援体制構築等困難な問題を抱える女性支援の強化、労働者協同組合の活用促進、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護、無戸籍者の解消、性的マイノリティに関する正しい理解や社会全体が多様性を受け入れる環境づくりの促進等を図る。また、外国人との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等²に基づき、マイナンバーカードと在留カードの一体化のほか、関係省庁の連携により、政府の新たな重要課題である外国人材の受入れ・共生の基盤となる日本語教育機関認定法³の運用を確実に実施するために必要な日本語教育の推進体制の大幅な強化・拡充⁴や地域の日本語教育の体制づくり、外国人児童生徒等の就学促進等に取り組む。また、難民に準じて庇護すべき者に対して適切な支援を実施する。

² 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）」（令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）及び「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）」（令和5年6月9日同会議決定）。

³ 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律。

⁴ 日本語教育機関認定法の着実な実行に向けて、在留外国人の増加等を踏まえ、日本語教育環境整備のための専門部署の十分な体制の拡充、法務省と文部科学省の一体的な制度の運用に必要な体制の強化を行うことを含む。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）（施策137）

- 特定技能制度における新たな分野の追加については、当該分野での人手不足状況が深刻であること、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを前提に、適切な検討を行う。

特定技能2号については、現在、対象となっている建設及び造船・船用工業の2分野において、特定技能2号試験についての検討や実施を推進する。また、特定技能1号に係る12の特定産業分野のうち、既に対象となっている2分野及び介護分野を除く9分野については、制度所管省庁及び分野所管省庁において、特定技能2号に追加するとともに、分野所管省庁において、来年度以降、特定技能1号の在留の上限である5年を迎える1号特定技能外国人がいることを踏まえ、計画的に試験等を実施するなどし、同外国人が特定技能2号に円滑に移行できるよう制度を適切に整備・運用する。

技能実習制度及び特定技能制度は、法律に基づく検討の時期に差し掛かっていることから、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、令和4年12月から、両制度の在り方について議論が重ねられ、令和5年5月11日、議論を取りまとめた中間報告書が関係閣僚会議に提出された。中間報告書では、深刻な人手不足状況を踏まえ、外国人との共生を実現する社会の姿を念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として適正な受入れを図ることにより、外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力のある社会を実現するとともに、深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする観点から、両制度が直面する様々な課題を解決した上で国際的にも理解が得られるものとなるよう検討の方向性が示されている。

両制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすいものとするとともに、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならない。以上のことから、法務省及び厚生労働省は、中間報告書を踏まえ、その他の制度所管省庁及び分野所管省庁と連携し、以下のとおり検討することとし、さらに今後、有識者会議において取りまとめられる予定の最終報告書等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。

- ・ 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方について

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、深刻な人手不足に対応するため、制度を見直して適正化を図った上で新たな制度との調和を図りつつ、引き続き活用していく方向で検討する。

- ・ 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築（両制度の対象職種の在り方を含む。）について

外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対

象職種や分野を一致させる方向で検討する。

- ・ 受入れ見込数の設定等の在り方（特定技能制度における現行の取扱いを含む。）について

新たな制度と特定技能制度において、生産性向上や国内人材確保のための取組状況の確認、受入れ見込数の設定、対象分野の設定等の在り方は、例えば労使団体などの様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとするなど透明性や予見可能性を高める方向で検討する。

- ・ 転籍の在り方について

新たな制度においては、人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点に立って、従来よりも転籍制限を緩和する方向で検討する。その際、受入れ企業等における人材育成に要する期間、来日時のコストや人材育成に掛かるコスト等の様々な観点到に留意する。

- ・ 管理監督や支援体制の在り方について

人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関は厳しく適正化又は排除し、優良な団体等のみが認められるようにするため、その要件の厳格化などにより適正化を図る。そうした要件は、新規の団体等の審査にも適用する。また、優良な団体等にはインセンティブを与える方向で検討する。

外国人技能実習機構は、その役割に応じた体制を整備した上で引き続き活用する方向で検討する。

過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出国の排除や送出国の適正化に向けて、新たな制度においても、相手国との間で実効的な二国間取決め（MOC）を作成するなど、外国人材の適正な受入れに関する国際的な取組を強化する方向で検討する。

- ・ 外国人の日本語能力の向上に向けた取組について

就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後に日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける方向で検討する。

[法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省]《施策番号 137》

検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

検討の基本的な考え方

論 点

制度目的と実態を踏まえた
制度の在り方

外国人が成長しつつ、中長期的に活躍
できる制度（キャリアパス）の構築

受入れ見込数の設定等の在り方

転籍の在り方（技能実習）

管理監督や支援体制の在り方

外国人の日本語能力の
向上に向けた取組

現 状

人材育成を通じた国際貢献

職種が特定技能の分野と不一致

受入れ見込数の設定のプロセスが
不透明

原則不可

- ・ 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある
- ・ 悪質な送出国が存在

本人の能力や教育水準の定めなし

新たな制度

- ・ 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討
- ・ 特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論

- ・ 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論）
- ・ 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討

業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る

人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）

- ・ 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要
- ・ 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論）
- ・ 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る
- ・ 悪質な送出国の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化

一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。

○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律

附則

(日本語教育の推進に関する法律の一部改正)

第三十三条 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「難民」を「難民等」に改め、同条中「難民の認定」の下に「又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定」を加える。

(注) 補完的保護対象者とは、難民以外の者であつて、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第一条A(2)に規定する理由であること以外の要件を満たすものをいう。

○ 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号) 新旧対照条文

改正後	改正前
<p>(難民等)に対する日本語教育)</p> <p>第十五条 国は、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている外国人及びその家族並びに外国において一時的に庇護^ひされたいた外国人であつて政府の方針により国際的動向を踏まえ我が国に受け入れたものが国内における定住のために必要とされる基礎的な日本語を習得することができるよう、学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(難民)に対する日本語教育)</p> <p>第十五条 国は、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項に規定する難民の認定を受けている外国人及びその家族並びに外国において一時的に庇護^ひされていた外国人であつて政府の方針により国際的動向を踏まえ我が国に受け入れたものが国内における定住のために必要とされる基礎的な日本語を習得することができるよう、学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

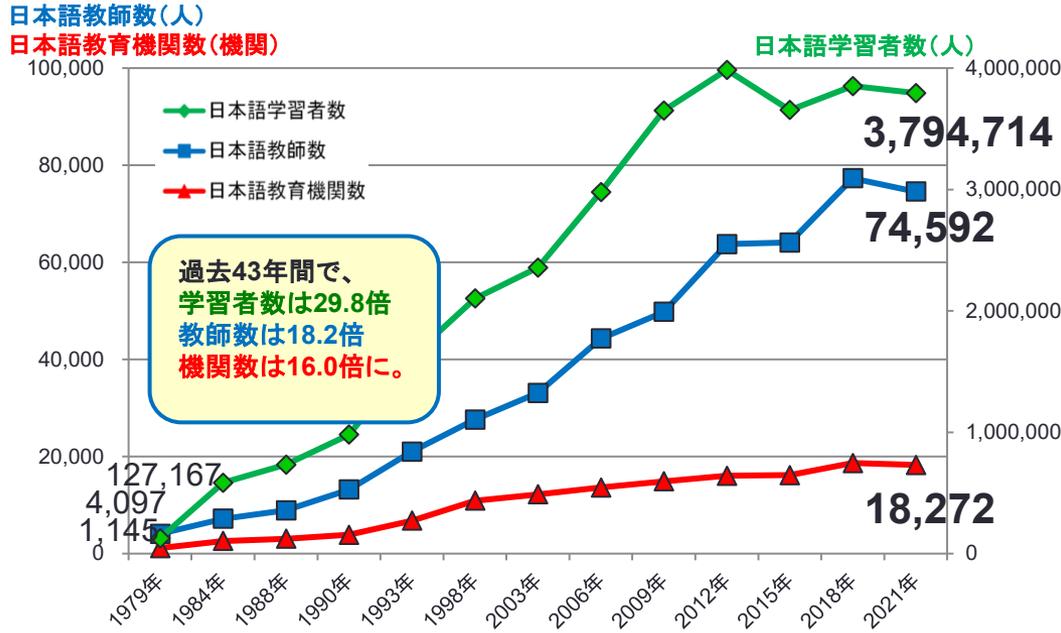
国際交流基金の 海外日本語教育事業概要

JAPAN FOUNDATION  国際交流基金

2023.6.20

1. 海外の日本語教育の現状 ~2021年度 海外日本語教育機関調査結果①~

日本語学習者/教師/教育機関数の推移

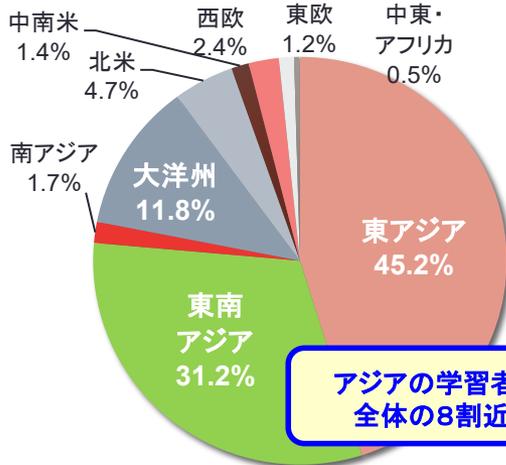


学習者数上位10か国・地域

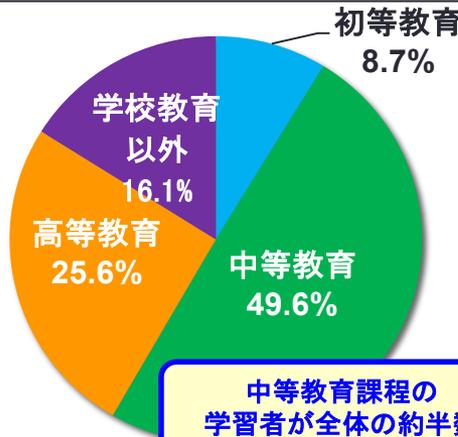
2018年度 順位	2021年度 順位	国・地域名	2021年度 学習者数(人)	増減数 (人)
1	1	中国	1,057,318	+52,693
2	2	インドネシア	711,732	+2,253
3	3	韓国	470,334	△ 61,177
4	4	オーストラリア	415,348	+10,173
5	5	タイ	183,957	△ 1,005
6	6	ベトナム	169,582	△ 4,939
8	7	米国	161,402	△ 5,503
7	8	台湾	143,632	△ 26,527
9	9	フィリピン	44,457	△ 7,073
10	10	マレーシア	38,129	△ 1,118

※2018年度調査結果との比較

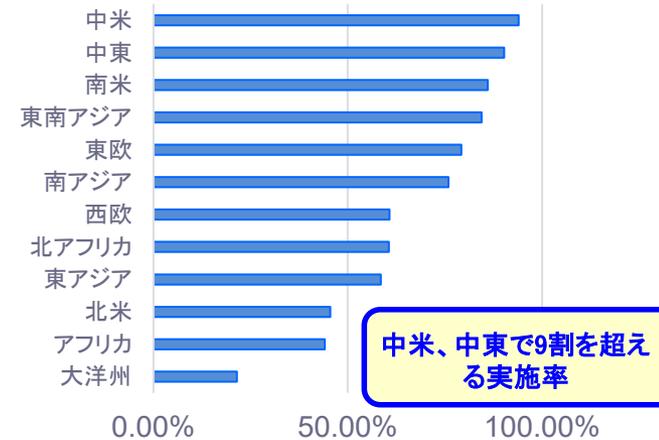
地域別学習者数の割合(計379万人)



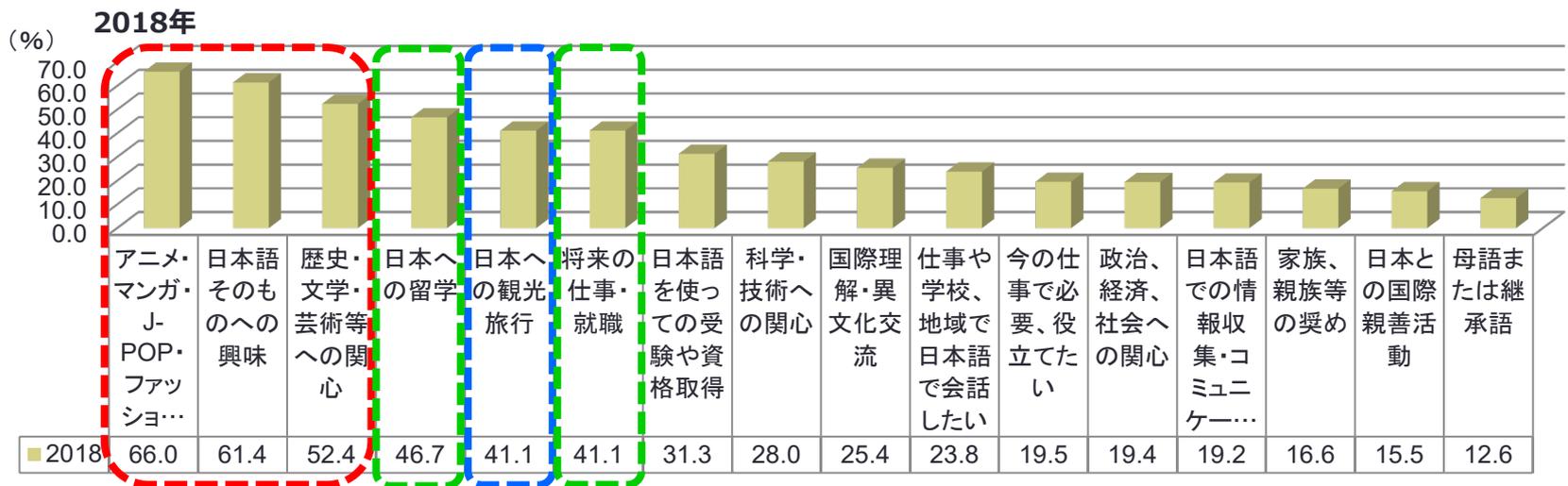
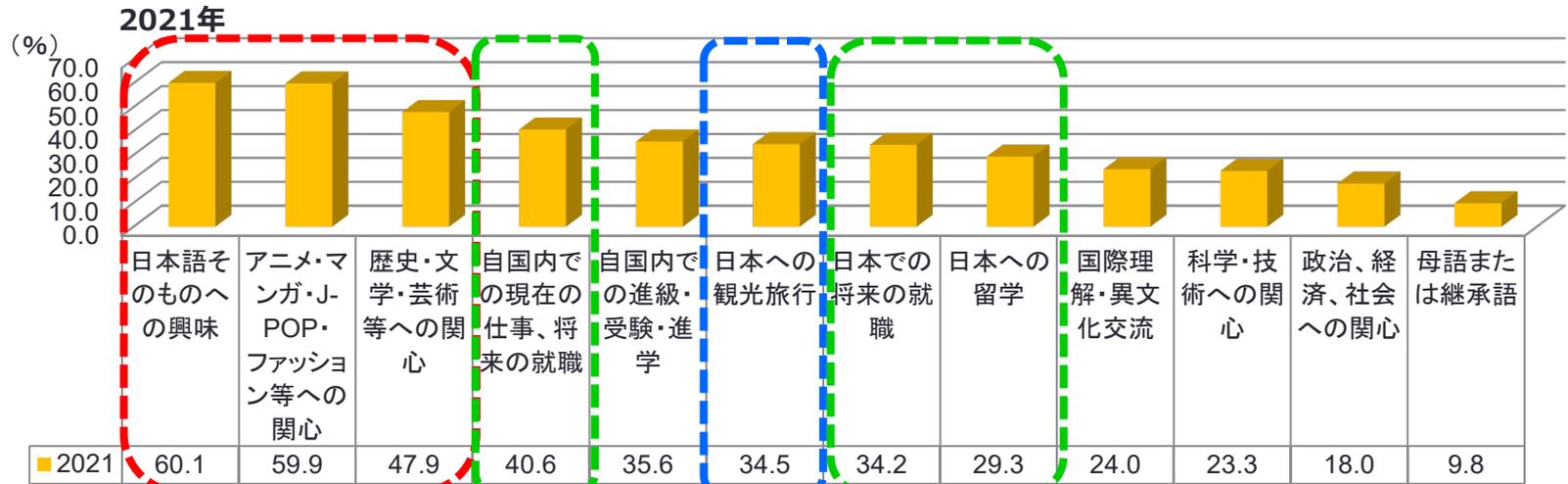
教育段階別学習者数の割合(計379万人)



地域別オンライン学習実施率



日本語学習の目的・理由(複数回答)



2. 国際交流基金の日本語事業 ～主な施策①

①海外の日本語教育環境の整備

※【】内は令和4年度の実績

1. 日本語専門家の海外派遣

教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、EPA予備教育などを担う日本語専門家や日本語指導助手等を各国教育省、国際交流基金海外拠点、中等・高等教育機関などに派遣。

【長期派遣ポスト数: 41か国・地域118ポスト、米国若手日本語教員(J-LEAP): 12人】



2. 海外の日本語教師を対象にした研修の実施

海外の日本語教師の日本語力と日本語教授能力の向上を図るための、

現地及び日本の研修施設における研修事業。【教師研修参加者数: 16,250人(オンライン研修を含む)】



3. 日本語教育機関の活動及びネットワーク形成に対する支援

海外の日本語教育機関が必要とする教師謝金や日本語教材の購入費、弁論大会等のイベントの開催経費の一部を助成することで活動を支援。特に、各国の中核的な日本語教育機関については「さくらネットワーク」メンバーに認定し、継続的な支援を通じて活動を強化。

【さくらネットワークメンバー数: 102か国・地域357機関、助成実施件数: 63か国・地域348件】



4. 日本語教育・学習の奨励

各国・地域における日本語教育の開始や継続を後押しするため、海外の教育・行政機関等への働きかけ(アドボカシー)。学習者の学習意欲向上のための訪日研修や弁論大会等。職務遂行のため日本語能力を必要とする海外の外交官、公務員、文化学術専門家等の訪日研修。子どもを対象とした日本語教育支援 【海外事務所の主催等事業実施件数: 289件。外交官、公務員、文化学術専門家の研修参加者数: 57人】



5. EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

経済連携協定(EPA)による看護師・介護福祉士候補者への日本語教育(フィリピン、インドネシア)。

【EPA研修参加者数: 1,092人(継続521人 新規 571人)】



6. 日本語パートナーズ派遣事業の実施

2014年度から日本語母語話者を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEAN諸国を中心とするアジアに派遣。

(当初、2020年までに3000人を派遣することを目標として開始したが、コロナ禍を受け目標人数達成のため事業を継続中)



2. 国際交流基金の日本語事業 ～主な施策②

②日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語学習プラットフォームの提供

※【】内は令和4年度の実績

7.日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

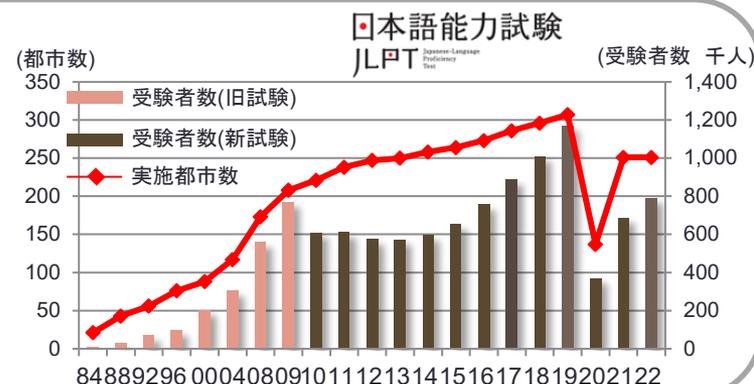
- ①「JF日本語教育スタンダード」※に準拠した学習教材『まるごと 日本のことばと文化』などの教材を制作。【販売部数:61か国で75,048部。累計販売部数:約59万部】（※「JF日本語教育スタンダード」は外国語教育の国際標準を踏まえ基金が作成した日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の仕方を考えるツール。）
- ②「JF生活日本語Can-do」を学習目標にした教材『いろどり 生活の日本語』を制作【国内外から約122万のアクセス数、約298万のページビュー数】



「入門」～「中級2」まで全巻販売中

8.日本語能力評価のための試験の実施

- ①日本語を母語としない者の日本語能力を測定・認定する「日本語能力試験」(JLPT)を(公)日本国際教育支援協会と共催。基金は作題と海外実施を担当。【海外の88か国/地域236都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者787,954人】
- ②在留資格「特定技能1号」の申請に使用できる「国際交流基金日本語基礎テスト」(JFT-Basic)を実施。【海外11か国19都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者数46,632人】



9.オンライン日本語学習プラットフォームの運営

- インターネットを通じた学習支援を目的として、オンラインコースの運営や学習管理を行うための日本語学習プラットフォーム「みなと」やモバイル端末向け学習アプリを開発・提供。
- ①「みなと」や②「いろどり」のオンラインコースの数や一部コースの対応言語を拡充。受講者数:①143,058人、②14,433人。モバイル端末向けに①ひらがな/カタカナ/漢字学習アプリや②初学者向け日本語テストアプリを開発・提供。総ダウンロード数は①約148万件、②約7.6万件】



日本語をいつでも、どこでも学べます

10.海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

- 各国の日本語教育機関数、学習者数、教師数等を1974年から3年に1度の頻度で調査・公開。【2021年度海外日本語教育機関調査結果の報告書を公開】



2. 国際交流基金の日本語事業 ～主な施策③

外国人材受入れ拡大のための日本語教育事業（令和元年度開始）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」※に基づき、①～④の取組を包括的に行い、日本語能力をもつ人材が持続的に輩出され、公正で透明性ある試験によって日本で就労機会を得る好循環を創出していく。①については、日本国内及び特定技能に関する協力覚書(MOC)署名国における実施を推進する。

※平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定及び令和4年6月14日「同(令和4年度改訂)」

事業	事業の内容・目的	実施状況
①国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)の実施	外国人材が、日本の社会で生活・就労する上で必要な日本語コミュニケーション力を備えているかを判定するコンピューター・ベースのテストを実施する。	令和4年度末までに、海外11か国(※)と日本でテストを実施。また試験開始から令和5年3月までの累計で102,781名が受験、42,666名が合格。
②日本語教育カリキュラム・教材の開発	テスト合格に必要な日本語能力を最短で習得できる学習カリキュラム、教材を開発。その普及支援のため生活日本語コーディネーターを派遣し、現地教育機関への巡回指導等を行う。	新教材『いんどり 生活の日本語』は、令和2年3月に初級編、同年11月に入門編を公開。各国語版を順次公開中(令和4年度末現在、日英版のほか16言語)。生活日本語コーディネーター8名を派遣(令和4年度)。
③現地日本語教師の育成	入門レベルの日本語学習者に必須となる、現地語を使用して教えることができる現地人教師の育成を進める。	令和元年度から引き続き日本語専門家を派遣し、現地で日本語教師向け研修等を実施。また、日本語国際センターでの教師研修を対面ないしオンラインで実施。
④現地日本語教育活動の強化支援	海外での調達が困難な教材購入助成等の現地教育機関に対する支援を実施。	令和元年10月以降、MOC署名国及び中国のうち、令和4年度時点で、アジア9か国※において助成支援を実施。

※MOC署名国15か国(比、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、尼、越、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、印、マレーシア、ラオス)(R5年5月現在)及び中国のうち、JFT-Basicは中国、越、パキスタン、マレーシア及びラオスを除く11か国で実施。助成はスリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュ、パキスタン、マレーシア、ラオス及び中国を除く9か国で実施。

日本語パートナーズ派遣事業

- ▶ 2014年度から、シニア・学生等の人材を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEANを中心とするアジアに派遣。(当初、2020年までに3000人を派遣することを目標として開始したが、コロナ禍を受け目標人数達成のため事業を継続中)
- ▶ 各国の高校などで現地教師のアシスタントとして授業運営に携わり、日本語教育を支援する。
- ▶ 派遣先校の生徒や地域の人たちと日本文化の紹介を通じた交流活動を行う。
- ▶ 日本語パートナーズ自身も現地の言語、文化、社会を学び、得られた体験を日本に発信する。

国・地域	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	合計
インドネシア	48	74	156	165	167	168	0	30	83	891
タイ	29	52	99	114	128	127	0	45	73	667
ベトナム	10	12	41	76	85	49	0	14	27	314
マレーシア	8	20	38	38	42	64	0	18	20	248
フィリピン	5	9	10	15	14	14	0	0	14	81
ミャンマー	-	1	5	4	6	18	0	0	-	34
ラオス	-	-	1	8	3	4	0	0	10	26
カンボジア	-	-	2	6	7	1	0	1	1	18
シンガポール	-	1	1	1	1	1	-	-	-	5
ブルネイ	-	1	1	1	1	1	-	-	-	5
中国	-	-	5	86	93	32	0	2	2	220
台湾	-	-	5	77	88	36	0	13	49	268
派遣人数合計	100	170	364	591	635	515	0	123	279	2,777



教室でのパートナーズの活動の様子

継承日本語教育の取り組み

1. 令和4年度事業概要

(1) 本部での主な事業

BMCN(バイリンガル・マルチリンガル子どもネット)と共催でオンライン・セミナー「多言語環境で育つ子どもの教育を考える」のうち1セッション(基調講演)を10月に実施

(2) JF海外事務所での主な事業

- ・韓国(韓国継承日本語教育研究会との連携により、「絵本の読み聞かせ」及び「漢字学習」に関する講演&ワークショップ、「韓国における継承日本語教育活動集」の作成を実施)
- ・カナダ(さくらネットワークメンバーであるカナダ日本語教育振興会との共催により、継承語に関する情報交換のためのオンライン会議を6月と12月に実施)
- ・オーストラリア(ニューサウスウェールズ大学と共催でオンライン継承語教育セミナーシリーズ(5回)実施、関連調査の報告及びフォローアップとして各種学会等での調査結果を発表と出版物を発行)

(3) HP等による情報発信



↑ 本部HP



↑ オーストラリア事務所HP

→ドイツ事務所HP
(継承語教育関連団体と共同で運営するウェブサイトによる情報発信)

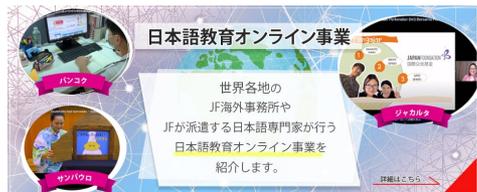


2. 参考(令和3年度までの事業実績)

- ・継承語教育に関する実態調査
- ・本部主催オンライン・セミナーの実施
- ・NHK幼児番組DVDの継承日本語教育関係機関への配付
- ・児童書の継承日本語教育関係機関への貸与
- ・各種セミナーの開催(オーストラリア、シンガポール)
- ・オンラインを活用した情報発信やネットワークの構築(韓国、オーストラリア、カナダ、ドイツ)

日本語教育オンライン事業

配信中のオンライン事業



コロナ禍で対面事業が難しくなった中で、世界各国の状況に応じて、国際交流基金の海外事務所や日本語専門家がオンラインで、学習者用イベントや教師用セミナー・シンポジウムを実施したり、各国別の教材を作成しています。これらはアフターコロナにおいても有益なものであるため、オンラインで配信しています。

<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/online/index.html>

丸山駐ミャンマー日本国大使と学生との意見交換 (ミャンマー)

中東・北アフリカ日本語教育シンポジウム (エジプト)



オンライン教材サイト「Classroom Resources」 (オーストラリア)



対象者別

学習者対象	50
教師対象	109
合計 (件)	159

制作国別

オーストラリア	39
インドネシア	31
ブラジル	15
ハンガリー	14
タイ、エジプト	各10
ドイツ	8
カナダ	7
米国	6
日本、メキシコ、英国	各3
ミャンマー、インド、マレーシア	各2
イタリア、フランス、スペイン、ロシア	各1
合計 (件)	159

(2023年3月現在)

人道的配慮に基づく事業

ウクライナ語版教材の緊急制作等

- ・ 『いろどり 生活の日本語』 入門
- ・ NHKワールドJAPAN 「やさしい日本語」 (国際交流基金監修)
- ・ 元ウクライナ派遣専門家による日本語指導に関するアドバイス

<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/education/uk/index.html>



国際交流基金の海外日本語教育支援 海外派遣プログラムの応募資格

プログラム	年齢	学歴	日本語教育 学習歴	日本語 教授経験	派遣期間	派遣国・地域
日本語パートナーズ	20-69歳	派遣国・地域により異なる	不問	不問	1年未満	ASEAN等
米国若手日本語教員 (J-LEAP)	35歳未満	大卒以上	(a), (b), (c)のいずれか ※1	望ましい ※2	通常2年	米国
EPA日本語講師	—	大卒以上	(a), (b), (c)のいずれか ※1	望ましい ※2	約7か月	インドネシア フィリピン
日本語指導助手	—	大卒以上	(a), (b), (c)のいずれか ※1	望ましい ※2	通常2年	海外 (募集年により国は異なる)
日本語専門家	—	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	2年以上	通常2年 (最長2年の延長の可能性あり)	海外 (募集年により国は異なる)
日本語上級専門家	—	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	10年以上	通常2年 (最長2年の延長の可能性あり)	海外 (募集年により国は異なる)

※1: (a)大学で日本語教育を主専攻/副専攻として修了した者、(b)日本語教育能力検定試験に合格した者、(c)日本語教師養成講座420単位時間以上を修了した者

※2: 日本語教授経験については不問ながら、ティーチングアシスタントやチューターも含め経験があることが望ましい。

(参考) 国際交流基金ウェブサイト「世界で日本語を教えよう！」 https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/teacher/teacher_top.html

国際交流基金の海外日本語教育支援 海外日本語教師研修

(独立行政法人国際交流基金 第5期中期計画より)

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、引き続き日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力を努める。



日本語専門家は41か国・地域118ポスト(令和4年度)